

第9回社会福祉法人の在り方等に関する検討会	資料2
平成 26 年 4 月 11 日	

厚生省 2014/4/11 ヒヤリングの意見答申について

1. 各団体の組織概要（全盲老連）

本会は「全国盲老人福祉施設連絡協議会」、略称を「全盲老連」と称し、昭和43年4月に東京、奈良、広島のみ老人ホーム3施設により発足した団体であります。その後、各県1施設以上の整備を目標に活動を展開し、平成26年4月1日開設の山形県を除いて現在未設置県は、富山、岐阜、鳥取、沖縄の4県を残すところとなっている。盲老人ホームの入居者は高齢であると共に視覚障害者であるという特殊性を鑑み、そこには専門的な知識や技術を身につけた職員が必要となる為、設立当初より開始した、各職種別の職員研修会も毎年開催し、今年で46回目を数え現在も継続している。また調査研究事業や顕彰事業の実施、福祉講演会の開催、そして厚生労働省が行う各種検討委員会等への代表者の派遣も行ってきた。途中内閣府の認証をうけて、平成23年2月22日付で特定非営利活動法人となり現在に至っている。現加盟施設数は81施設で、内訳は以下の通りとなっている。

- ・盲養護老人ホーム・・・・・・ 49施設（定員 2, 854名）・・・・・・全施設加盟
- ・養護老人ホーム・・・・・・ 1施設（盲老人用の定員50名）
- ・特別養護老人ホーム・・・・ 27施設（定員 2, 003名）
- ・ケアハウス・・・・・・ 1施設（定員 15名）
- ・聴覚障害者養護老人ホーム・ 3施設（定員 150名）
- 合 計 81施設（定員 5, 072名）

※この中には平成26年4月1日付開設の施設は含んでいません。

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- (1) 地域福祉の中核としての役割を担うと同時に、各都道府県で原則一カ所の養護盲老人ホームの特殊性に鑑みて、都道府県単位での社会貢献事業が必要と思われる。
- (2) 各県のライトハウス及び視覚障害者協会が設立母体となった養護盲老人ホームが10施設以上あり、これらの社会福祉法人では点字図書の発行、就労支援、生活訓練事業等々都道府県レベルでは欠くことの出来ない役割を担っている。また他の社会福祉法人でも基金を作って、盲大学生へ奨学金を貸与したり地元盲学校等へ寄贈をする或いは地元小学校へのガイドヘルパー講師の派遣等、都道府県視覚障害者団体と緊密な連携をとって社会貢献事業を行っている。
- (3) 今後は、視覚障害者への相談機能を充実するために、ソーシャルワーク機能を強化する必要がある、全ての養護盲老人ホームに視覚障害者相談センターを設置するべきではないだろうか。また盲学校及び支援学級等との連携をとって、ワンストップで相談事業を行える体制が望ましい。
- (4) その際の運営費について、市町村が委託権限をもっているが、もっと広域に都道府県レベルで委託をするか、もしくは措置費の弾力運用を認めることが必要だと思われる。

3. 社会福祉法人の組織について

- (1) 「見える化」は必要であり、財務諸表や役員構成等は公開する必要があると思われる。

しかしながら用途については厳しい縛りがあり、「設立の動機は善」との前提での監査や監督に留めて、法人の自主性を重んじることが必要である。また社会福祉法人の「公益事業」は地域の利益とされており、この地域を幅広く捉えて、グローバル化に対応するべきではないか。また「収益性」は単年度での黒字化を求められており、この縛りも安定的経営を行っている法人には弾力化することで、法人に活力が生まれてくると思う。

- (2) 法務局への登記だけで済む一般社団・財団は別として、公益社団・財団は非常に社会福祉法人と似通っている。公益社団へ一本化することも検討課題だと思われる。理事の権限強化については当然であるが、責任を言及すると善意の地元の方にお願いが出来なくなる恐れがあること、また損害賠償の風潮を政府が率先して啓発することは日本の未来を危うくすることで慎重に検討する必要がある。評議員制度は十分に機能を果たせておらず、外部監査を導入すれば事足りると思われる。さらに社会ニーズ、生活支援ニーズ、介護ニーズとニーズを切り分けて、法人を類型化することも考えられる。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- (1) しっかりとした法人本部機能を作るためには、スタッフの person 費が必要であり、売り上げ規模で 50 億円程度は必要だと思われる。大規模を施設数、職員数、売上、どんな物差しで測るのかを検討されたい。

- (2) 創設者寄付行為の評価、職員の待遇、立て替え費用の負担等々のルール作りが必要だと思われる。会社で言う「のれん代」が必要かどうかの検討もいるかもしれない。一般会社であれば、合併の結果の是非が株価や純利益で判断されるが、社会福祉法人の合併の成否の基準も明確にしておく必要がある。

- (3) 持ち株法人を作って、そこへ複数法人の事務部門を置くことが早いと思うが、その際の各社会福祉法人から持ち株法人への毎年の繰入金の基準（例えば売上の〇%）を作った上で弾力化する必要がある。

- (4) 上記と同じであるが、小規模同志で連合して「理念」を統一できるのか、或いは狭い地域での競合が起きないか、疑問は残る。社团的連携は少なくとも都道府県レベルで考えないと難しいのではないかと。ただし、都道府県に一カ所の養護老人ホームはその特殊性から専門領域での複合化も視野に入れることが必要ではあるが、地域貢献をしっかりと行っていれば必ずしも大規模化する必要性はないのではないかと。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- (1) HP の作成や財務諸表の公表だけで透明性が上がるとは思えない。そのことよりも理事の構成に識見をもった人物があてられるよう選任時に監督官庁と協議する仕組み作りが必要だと思われる。

- (2) 当然のことだと思われるが、各都道府県の指導監査で厳しくチェックされており、その情報を公表することで十分だと思われる。

- (3) 一般会社では 1 億円以上であり、このことは医療とイコールフィッティングの議論を行うべきであり、社会福祉法人のみに役員名簿や報酬の開示を求めることは、片手落ちだと思われる。

6. 適切な監督指導について

- (1) 措置費の適切な使途を監督することは当然であるが、法人の自主性を育む観点から地域貢献事業や独自事業への使途を柔軟に判断して頂きたい。どうしても不祥事を起こした法人に基準を合わせて、微に入り細にわたる監督が行われるが、優良法人にはむしろ地域貢献事業を勧める特別使途を認めて良いと思われる。
- (2) 促進すべきだと思われるが、第三者評価機関への信頼性が増すようにすること、それに代わる ISO 等の純粋な民間審査機関も活用すべきだと思われる。第三者機関が利権団体となつてはならない。

7. 福祉人材の確保について

- (1) 職員の処遇改善については措置費基準額の引き上げが必要不可欠であり、養護老人ホームの重度化に全く追いついていない。人材育成については、全盲老連は創立以来研修に力を入れており、全国組織のメリットを十分に受け取ってきた。研修だけを考えれば、法人がグループ化して行うことはメリットがあるが、最も必要な理念教育は自前で実施するしか方法はないと思われる。運営基準で支援員配置が常勤換算法とされたことで、これは介護保険事業も同様であるが働き方の多様性が確保された良い影響と、非常勤職員を中心とした営利中心の職員配置という負の影響をもたらした。しっかりと常勤でサービスを提供できるだけの措置費・介護報酬を確保することが重要と考える。出産・育児については、時短の仕組みが整っており、地域で24時間保育所を設立することで、働くことのできる環境は整うと思われるが、「三つ子の魂百まで」と言われるがごとく母親の育児上での役割はしっかりと考える必要があると思われる。補助器具や ICT の普及については、更にわかりやすい助成金制度や幅広いモデル事業を行うべきである。
- (2) 地域において、本来であれば最も尊い介護や支援の現場が、夜勤もありきつくて汚い仕事として敬遠され、社会福祉協議会や居宅支援事業所や軽度なデイサービス等へ優秀な人材が流れる傾向がある。特に不足な看護師・介護職員の確保が最重要課題であり、現場が面白く感動もあるというポジティブキャンペーンを全ての団体が起こす時だと思う。勿論、テレビキャンペーンも大々的に取り組むよう促せないだろうか。しかし、結果は悲観的にならざるを得ない。最終的に残された選択肢は「移民」の受入れしかないと思われる。以前は、優良施設への加算ポイントがあったが、これはもう少し更なる加算をつけて復活をすべきと考える。また優れた施設（その判断基準が難しいが）厚労省の認定マークを付与することは考えられないだろうか。地域の介護サービスの共同実施は考えづらい。

8. その他要望など

養護老人ホームは精神的、身体的理由を問わないとされたことにより、また措置費が交付金となって一般財源化されたことや介護保険法優先が規定されたことで、重度化と措置控えの二重苦に喘いでいます。本来は、誰もが安心して暮らせる日本を作る、その一翼を担うことが我々社会福祉法人の使命であり、誇りでもあります。それなりに社会に貢献して不幸にも中途失明された方が「経済的理由」に該当しないと入所出来ずにいること、或いは視覚障害があるにもかかわらず介護保険法の要介護度認定を受けて、特別養護老人ホームに入所せざるを得ない方々がいることは誠に残念でなりません。本来の福祉の趣旨を鑑みて、是非とも

措置制度を充実して社会のセーフティーネットを強固なものにすることが、未来の日本にとって必要なことであると信じて疑いません。どうかよろしくお願い致します。